

〇〇市（町・村）災害廃棄物処理対応マニュアル  
（〇〇市（町・村）災害廃棄物処理計画（初期対応版））

平成 年 月  
〇〇市（町・村）

冒頭部分として

- 災害廃棄物処理に関し、発災後、直ちに必要に迫られる「仮置場」、「分別」、「広報」について、暫定版として取りまとめたものであること
- 今後、避難所ごみやし尿処理、広域支援、事務委託、補助金事務等についても、追補していく予定であることを記載する。

～ 目 次 ～

1	対象とする災害と廃棄物発生量の推計	-----	P. 1
2	分別区分	-----	2
3	仮置場	-----	3
	(1) 仮置場の必要面積	-----	3
	(2) 仮置場の候補地	-----	3
	(3) 仮置場のレイアウト	-----	4
4	広報	-----	5
5	組織体制	-----	6
	<記入要領>	-----	7

別紙1 災害廃棄物発生量推計シート

別紙2 災害廃棄物仮置場の検討対象地のリストアップと候補地の  
選定基準（例）  
災害発生前の仮置場候補地リスト化イメージ図

<参考資料>

市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル類一覧

## 1 対象とする災害と廃棄物発生量の推計

〇〇市（町・村）地域防災計画で想定している災害から発生する災害廃棄物は以下のとおりと推計されます。

なお、この推計量は、実際の発災によって精査が必要となります。

**地震** 対象災害： \_\_\_\_\_

被害の内容

--

(単位：トン)

	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳				
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全壊	棟						
半壊	棟						
焼失（木造）	棟						
焼失（非木造）	棟						
計							

**風水害** 対象災害： \_\_\_\_\_

被害の内容

--

(単位：トン)

	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳								
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂
床上浸水	世帯										
床下浸水	世帯										
計											

## 2 分別区分

災害発生時の廃棄物の分別は、平常時の区分と異なるものとなります。

〇〇市（町・村）では、仮置場への住民による直接持込み又は行政によるステーション回収の別、仮置場からの搬出作業（処理、再利用等）を勘案し、以下のとおりの区分とします。

	品目	主なもの	備考（留意事項、 処理先など）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			

### 3 仮置場

想定される災害が発生した場合には、以下のとおりの仮置場が必要になります。

なお、実際の発生状況によって、仮置場の選定やレイアウトの精査を行うことになります。

#### (1) 仮置場の必要面積

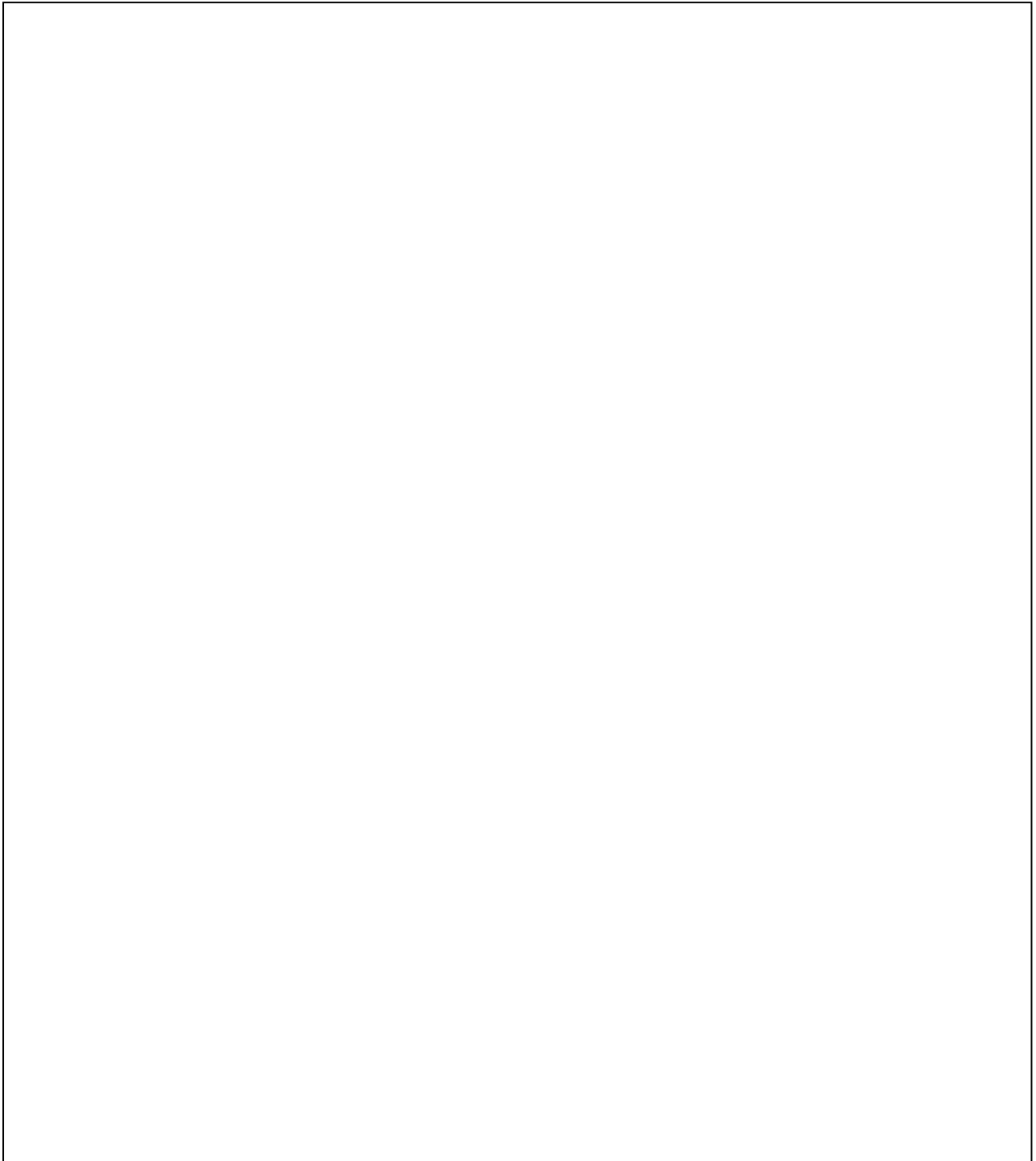
対象災害	仮置場		
	保管量 (トン)	必要面積① (㎡) 〔積上高 5.0m〕	必要面積② (㎡) 〔積上高 3.0m〕

#### (2) 仮置場の候補地

候補地名	所在地	敷地面積 (㎡)	仮置可能面積(㎡)	留意事項	管理者 (担当者) 連絡先	確認日

(3) 仮置場のレイアウト

仮置場名称： \_\_\_\_\_



(仮置場ごとに作成)

#### 4 広報

迅速かつ安心・安全な廃棄物処理のためにも、発災直後からの住民の協力が不可欠であり、広報が重要です。

このため、発災前から伝える相手方や内容を整理し、以下のとおり適時的確に広報を行うこととします。

なお、発災後の状況は時々刻々と変わるため、広報内容も暫定的とならざるを得ない旨の理解を求めます。

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報の時期	使用文案

## 5 組織体制

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理や住民からの問い合わせ対応など、一度に膨大な量の業務が発生します。

これらに計画的に対応していくため、応急的に以下の組織で臨みます。

なお、復旧・復興時には、その度合いに応じて、別の体制を採ることになります。

担当名	人員	主な業務内容	備考
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		

<記入要領>

1 対象とする災害と廃棄物発生量の推計

【記入例】

**地震** 対象災害：東京湾北部地震

被害の内容

震度 6 強
避難者数 2,450 人（避難所数 34 箇所）
帰宅困難者数 11,284 人
全壊 134 棟、半壊 685 棟、焼失 4 棟

(単位：トン)

	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳				
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全壊	134 棟	21,574	1,726	6,041	12,513	647	647
半壊	685 棟	21,920	1,754	6,138	12,714	658	658
焼失（木造）	1 棟	107	0	70	33	4	—
焼失（非木造）	3 棟	405	0	81	308	16	—
計		44,006	3,480	12,329	25,567	1,325	1,305

**風水害** 対象災害：利根川氾濫による水害

被害の内容

3 日間総雨量 318mm
避難者数 7,350 人（避難所数 34 箇所）
床上浸水 45,026 棟、床下浸水 474 棟

(単位：トン)

	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳								
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂
床上浸水	45,026 世帯	207,120	79,948	18,848	8,906	5,385	34,796	1,036	207	3,935	54,058
床下浸水	474 世帯	294	113	27	13	8	49	1	0	6	77
計		207,413	80,062	18,875	8,919	5,393	34,845	1,037	207	3,941	54,135

### 【作成上の留意点】

・災害廃棄物発生量の推計は、他の自治体等からの受援の要否の判断や処理委託先（業者等）への協力要請、国の交付金申請等に必須であり、発災後速やかに行う必要がある。

発生量は、一度推計すれば終わりではなく、災害の種類や廃棄物の性状の変化により適宜見直しや補正が必要となることに留意する。

・対象災害及び被害等の内容は、市町村地域防災計画やハザードマップ等と整合を取り、記載する。なるべく地域の特性や弱点を明らかにしておく。

・災害廃棄物量は、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）」（以下「指針」という）P. 13、14、17、18 に、想定する災害における市町村ごと災害廃棄物量を表示しているのので、転記してもよい。県が作成した「災害廃棄物発生量推計シート」（別紙 1）を用いても可。

・災害廃棄物の発生原単位は、以下のとおり。

（地震）

被害区分	発生原単位
全壊	161 トン/棟
半壊	32 トン/棟
焼失（木造）	107 トン/棟
焼失（非木造）	135 トン/棟

（風水害）

被害区分	発生原単位
床上浸水	4.60 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）

## 2 分別区分

### 【記入例】

	品目	主なもの	備考（留意事項、 処理先など）
①	可燃系混合物	衣類、靴、紙類・書籍、木製の家具類（木製テーブル・座卓・椅子など）、襖・障子、雨漏りした木製天井	生ごみは不可
②	不燃系混合物	ガラス・ビン、陶器、水槽、プラスチック類、屋根瓦、タイル類、植木鉢、洗面台、姿見（鏡）、ガラステーブル	携帯用ライターは不可
③	コンクリート系混合物	コンクリートブロック・塀、家屋の基礎	瓦類は不可
④	植木・草木、土砂	家庭内の植木など草木類、倒木、流入した土砂、壁土	大きな木などは1 m以内に裁断
⑤	金属系混合物	自転車、スチール製の棚・机・椅子、小型家電品（照明器具、電子レンジ、炊飯器、給湯器、ガスコンロ、オーディオ、TVアンテナ、ミシンなど）、鍋・釜	スプレー缶は不可
⑥	家電等4品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン	冷蔵庫の中身を出す 家電リサイクル法のスキームを活用する
⑦	廃自動車	自動車、タイヤ	
⑧	布団、畳、カーペット	布団、畳、カーペット、スプリングベッド	
⑨	有害物等（スレート材）	屋根や壁などに使用するスレート材、家屋解体で発生するスレート材	専門の事業者で処理
⑩	危険物（消火器、ガスボンベ、スプレー缶）	（土砂を被った）消火器、ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター、漂流物	専門の事業者で処理
⑪	危険物（灯油等）	（漂流した）灯油タンク、ガソリンタンク、油吸着マット	専門の事業者で処理
⑫	危険物（その他）	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、太陽光パネル	専門の事業者で処理


**【作成上の留意点】**

- ・ 仮置場への住民による直接持込み又は行政によるステーション回収の別、仮置場からの搬出作業（処理、再利用等）を勘案し、分別の種類等を決めておく。
- ・ 災害の種類や災害発生からの経過期間により、災害廃棄物の種類、性状が異なってくるので、実情に合わせて適宜修正する。
- ・ 分別の詳細や裁断の大きさなど仮置場における受入要件は、平常時のごみの分別区分を元に、処分やリサイクルを考慮し、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。
- ・ 種類別災害廃棄物の処理の考え方は、指針 P. 29 を参照。

(分別に当たっての品目ごとの留意事項)

- ・ 石膏ボードやスレート板は、アスベストが含有されている恐れがあるため破碎しないように分別
- ・ 瓦は、リサイクル用途が異なるコンクリートがら等から分別
- ・ 太陽光発電設備は、感電等に注意し、他の災害廃棄物から分別
- ・ テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、家電リサイクル法のリサイクルルートで処理するため、仮置場内において品目ごとに分別

- ・ 環境省関東地方環境事務所では、以下の 12 品目による分別を標準的に示している。

<p><b>可燃系混合物</b></p>  <p>衣類、紙、木製の家具類など <b>(注)生ごみ等はいれられない</b></p>	<p><b>不燃系混合物</b></p>  <p>ガラス、陶器、プラスチック類、瓦など <b>(注)携帯用のライターは入れられない</b></p>	<p><b>コンクリート系混合物</b></p>  <p>コンクリートブロックや家屋の基礎など <b>(注)瓦類は入れられない</b></p>	<p><b>植木や雑木、草木、土砂</b></p>  <p>家庭内の植木など草木類および流入した土砂など <b>(注)大きな木などは、1m以内に裁断してください。</b></p>
<p><b>金属系混合物</b></p>  <p>自転車、スチール製の棚、小型の家電品など <b>(注)スプレー缶は入れられない</b></p>	<p><b>家電等 4 品目</b></p>  <p>テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど <b>(注)冷蔵庫内の物は出してください。</b></p>	<p><b>廃自動車等</b></p>  <p>自動車、タイヤなど</p>	<p><b>布団、畳等、カーペット</b></p>  <p>布団、畳、カーペットなど</p>
<p><b>有害物等(スレート材)</b></p>  <p>屋根や壁などに使用するスレート材など</p>	<p><b>危険物等(消火器、ガスボンベ、スプレー缶)</b></p>  <p>消火器、ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライターなど</p>	<p><b>危険物等(灯油)</b></p>  <p>家庭内で使用していた灯油、ガソリンなど</p>	<p><b>危険物等(その他)</b></p>  <p>ペンキ、シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類など</p>

(参考) 熊本地震(益城町)の例

品目	代表例	注意事項
①家具類	家具、加工されている木材	・中身が入っていないか確認
②木(柱、生木)	建材、加工されていない木材	・抜根は受入れ不可
③布団	布団	・布の布団と羽毛布団は分けて置く
④家電4品目	洗濯機、デジタルテレビ冷蔵庫、エアコン	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで傷が入るとリサイクルできないため)
		・冷蔵庫は中身を現地で取り除く(生ゴミ等の持ち込み厳禁)。中身を取り除いた後に拭いておく
		・家電4品目で形がわからないほど壊れている場合は、その他家電のところに置く
⑤パソコン	パソコン(キーボード、ディスプレイ等)	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで中の部品が壊れるとリサイクルできないため)
⑥その他家電	基本的にコンセントが付いているもの(家電4品目以外)	
⑦金属	金属等	・主に金属が50%以上(例 自転車、傘)、消火器や一斗缶(中身入り)等は持ち込まない
⑧ガラス・陶磁器	割れた茶碗・食器等	・調味料の入れ物は、クリーンセンターに持ち込む(中身は空にする)
⑨ソファスプリングマット		・スプリングの入っていないマットは「布団」のところで降ろす
⑩大型プラスチック	ごみ袋に入らないプラスチック(農業用品除く)	・主にプラスチックが50%以上(ごみ袋に入る大きさは「家庭ごみ」として処分する)
⑪スレート等	石膏ボード、スレート、ケイ酸カルシウム板(ケイカル板)、サイディング、コロニアル※フレコン(トン袋)での回収のみ	・フレコン(トン袋)に、内容物及び搬入業者名をマジックで記載すること
		・一つの袋に、別の品目を混在しないこと
⑫ルーフィング	※フレコン(トン袋)での回収のみ	・フレコン(トン袋)に内容物及び搬入業者名をマジックで記載すること
		・瓦と分離し、ルーフィングのみの状態にする
⑬コンクリート	コンクリート瓦、ブロック塀等	・リサイクルするので焼瓦や陶器瓦、その他混載物が混ざらないようにする
⑭瓦	焼瓦、陶器瓦	・土や砂を混ぜない
⑮解体残さ	解体時に生じる木くず、ガラ、土壁、泥壁	・木くず、ガラは50cm以内の大きさまで分別。・土壁、泥壁は竹と分離した状態にする(分離した竹は、生木のところに降ろす)
⑯自然石	解体工事に伴い発生した石に限る	・コンクリート等と混ぜずに自然石のみで持ってくる
⑰太陽光パネル	太陽光パネル	・発電する恐れがあるので、パネル面を下に向けておく。持ち込めるのは業者のみ。置場については、現地係員に確認
⑱ラスモルタル	ラスモルタル	・タイル付きで持ち込み可
⑲畳・むしろ等	畳、むしろ、ねこぼく等	
家庭ごみ	燃えるごみ(衣類含む)、燃えないごみ、ペットボトル、瓶、缶、蛍光灯、乾電池、新聞、段ボール、プラスチック容器包装	・クリーンセンターへ持ち込み

※上記以外の品目については仮置場にて相談

※消火器、タイヤ、農薬、農業用品などの処理困難物は受入れ不可

### 3 仮置場

#### (1) 仮置場の必要面積

##### 【記入例】

対象災害	仮置場		
	保管量 (トン)	必要面積① (㎡) 〔積上高 5.0m〕	必要面積② (㎡) 〔積上高 3.0m〕
東京湾北部地震	29,338	12,698	21,164

##### 【作成上の留意点】

- ・ 仮置場の必要面積の推計方法は、「指針」P.44に示しているので参照すること。  
県が作成した「災害廃棄物発生量推計シート」（別紙1）を用いても可。

#### (2) 仮置場の候補地

##### 【記入例】

候補地名	所在地	敷地面積 (㎡)	仮置可能面積 (㎡)	留意事項	管理者 (担当者) 連絡先	確認日
A公園	△△町○○ 丁目一〇	12,500	6,250	・周辺道路は4t車 通行可能 ・高速道路インター チェンジに近い ・アスファルト敷き	公園事務所 ○○主事 内線○○	平成 30年 5月
B広場	××町○○ 丁目一〇	7,500	3,500	・住宅地に隣接、仮 囲いが必要 ・希少植物に留意	××公民 館	平成 30年 7月
C総合運 動公園	■ ■町○○ 丁目一〇	55,000	32,000	・災害対策本部が使用 予定 (警察、消防、 自衛隊に提供) のため 要調整 ・入口の拡幅が必要	■ ■課 ○ ○担当 電話	平成 30年 6月

##### 【作成上の留意点】

- ・ 仮置場には、「一時的な仮置場」、「破砕作業用地・焼却施設用地」、「保管用地」などの用途があり、用途に合わせ、選定を行う。(指針P.25「仮置場の利用方法(例)」参照)
- ・ 仮置場を可能な限り確保するため、仮置場の候補地は、公有地、民有地を問わずなるべく多くリストアップを行った上で、適性の有無を判断し、選定する。
- ・ 選定に当たっては、「指針」P.26の選定方法(例)を参照のこと。
- ・ 具体的には、別紙2のようなチェックリストを用いて点数化しておき、被災状況や被災地からの距離、動線等を勘案し、点数の高い候補地から選定することになる。

○仮置場に適した土地

- ・行政が所有又は管理している（公有地等）
- ・二次災害（浸水、土砂災害）のおそれが少ない
- ・住家や学校等の生活圏から離れている
- ・平坦である程度の広さがある（造成済み又は容易に造成可能）
- ・搬入のための道路がある又は容易に整備できる
- ・避難所や応急仮設住宅など、他の用途に利用する予定がない
- ・数か月～数年単位など、ある程度の期間利用できる

※上記をすべて備えていなければならない訳ではない

○過去の設置例

- ・廃棄物処理施設等の公共施設（旧施設跡地、次期整備予定地等）
- ・廃校の敷地
- ・運動公園、グラウンド
- ・産業団地

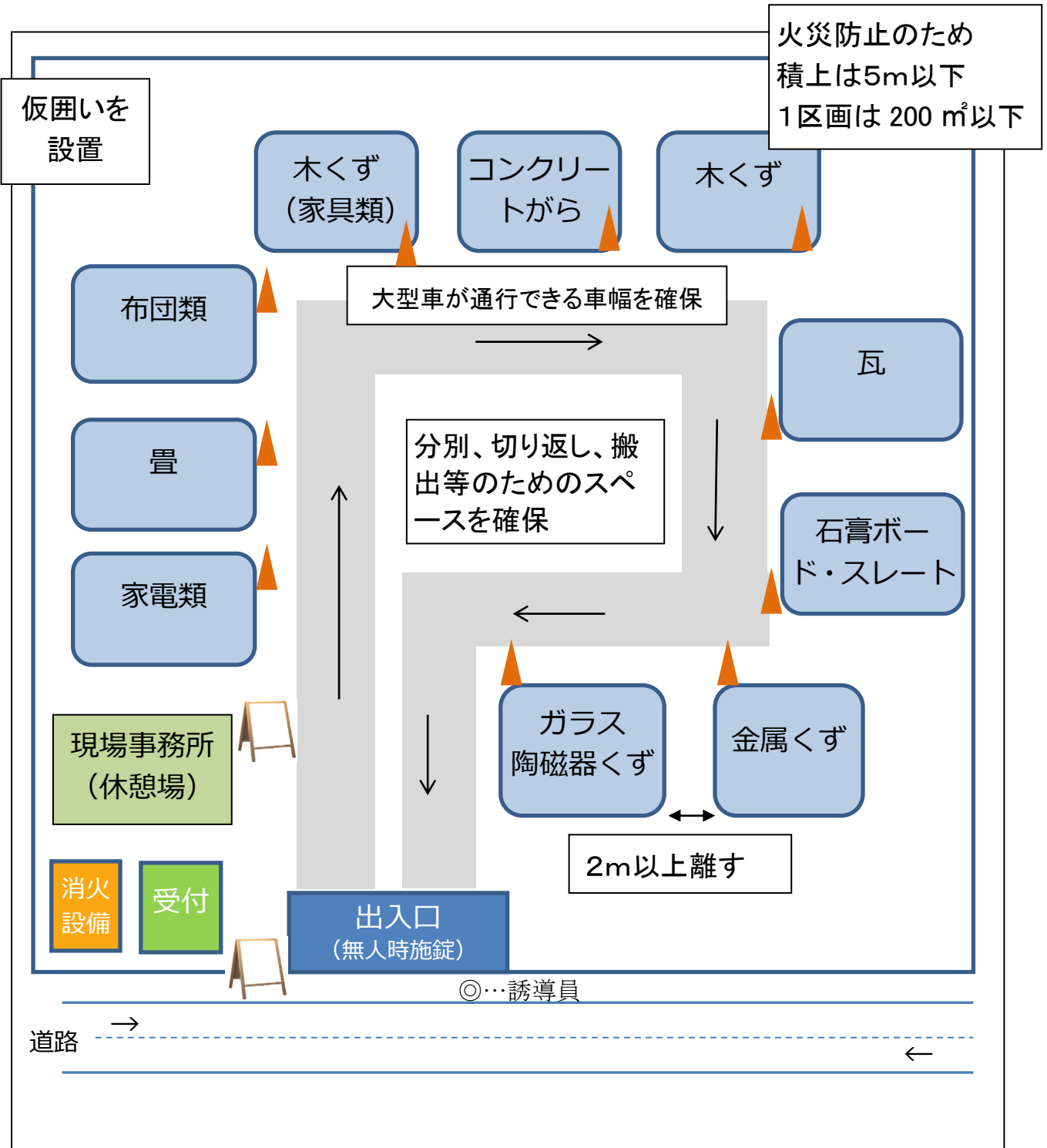
○過去に不適とされた例

- ・学校の校庭・・・学校は再開が早いため、すぐに使えなくなる
- ・農地・・・土壌汚染等の問題が生じるおそれがある
- ・住家付近・・・大型車の往来、悪臭等が問題となり、苦情が出る

(3) 仮置場のレイアウト

【記入例】

仮置場名称：A公園仮置場



(仮置場ごとに作成)

- ▲ …立て看板
- 📏 …レイアウト図

## 【作成上の留意点】

- ・以下の事項に留意の上、仮置場ごとにレイアウトを作成しておく。
- ・発災の際には、分別の種類や発災後からの経過期間による廃棄物の性状の変化によってレイアウトを変える必要も生じる。

### （仮置場管理上の留意事項）

- ・原則として一方通行とし、分岐や合流は極力少なくする。  
出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りの一方通行にする。
- ・搬入の多いものは、なるべく奥に配置する。（車を仮置場内に滞留させ、道路での渋滞を発生させない。）
- ・仮置場への進入、仮置場からの退場は、左折のみとするのが望ましい。
- ・入口に全体の見取図を掲示するとともに、出入口には誘導員を配置する。
- ・区画ごとに、分別区分を示す掲示を設ける。（簡易なものでよい。大きく目立つように。）
- ・火災防止のため、区画と区画は2 m以上離し、積上高は5 m以下とする。
- ・可燃物は積上高3 m以下とし、灯油などの可燃性危険物から離す。
- ・曇は濡れると発酵による発火の恐れがあるため、積上高2 m以下を厳守する。
- ・消防署に仮置場の所在地を連絡しておく。
- ・比較的大量に搬入されることが予想されるものについては、荷下ろしの補助員を多めに配置し、区画を2か所に分けて配置する。
- ・土壌へのめり込み等が懸念される場合は、必要に応じて遮水シートや敷鉄板等を敷設。
- ・不法投棄や資源物の盗難等の防止のため、敷地境界に仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる際には施錠する。
- ・仮置場までのアクセスルートでの渋滞発生を防ぐため、警察と相談する他、案内看板を設置する。

## 4 広報

### 【記入例】

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報の時期	使用文案
市民	収集方法（収集ルート及び日程、戸別収集の有無等）	ホームページ、チラシ	発災当日又は翌日	文案1
	仮置場の場所、搬入時間	防災無線、広報車	発災後3日以内 （仮置場開設（5日以内）前）	文案2
		ホームページ、チラシ		文案3
避難所避難者	仮設トイレ場所、管理方法	チラシ	発災後3日以内	文案〇

### 【作成上の留意点】

- ・発災直後は、人命救助などを優先的に行う必要があるが、これらが落ち着くと、住民から廃棄物の排出やし尿処理についての問い合わせや苦情が役所に殺到し、対応に追われ、本来業務に手が付かなくなる。また、道路や空地等へ無分別に廃棄物が排出され始める。
- ・こうした事態を避けるため、それぞれの広報媒体の特徴を生かしつつ、伝える相手方、内容等を精査した上で、スピード感を持って、効率的、効果的に広報を行う必要がある。
- ・広報に当たっては、高齢者や障害者、外国人などにも分かりやすく情報が伝わるよう、自治会や社会福祉協議会等と協力し対応する。
- ・広報内容のひな型を数パターン準備しておくといよい。（文案1）～（文案3）参照。

#### 〔広報すべき内容〕

- 収集方法（収集ルート及び日程、戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- 仮設トイレ場所
- 仮置場の場所、搬入時間、曜日等（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- 仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等）
- ボランティア支援依頼窓口
- 市町への問合せ窓口、思い出の品の保管状況
- 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- 災害廃棄物処理の進捗状況など

〔広報手段〕

- ・チラシ
- ・広報車
- ・防災行政無線
- ・自治会組織回覧・掲示板
- ・ポスター（避難所での掲示）
- ・広報紙（誌）
- ・ホームページ
- ・SNS
- ・ローカル（ケーブル）テレビ
- ・ラジオ
- ・新聞

〔その他〕

- ・この周知は、当面の間の暫定的な排出方法を周知するものであり、今後、変更が想定されるものであることを明示する。
- ・生ごみ等の腐敗しやすいごみについては、平時と同様にごみステーションに排出し、片付けごみやがれき類は、近日中に設置する予定である仮置場に排出するか、自治会の指示に従い近隣集積所に排出することを明示する。
- ・市町村や自治会が指定した以外の場所や道路への排出は行わないことや、仮置場では災害に起因しない廃棄物は受け入れないことを明示する。
- ・周知した内容の控え（写し）を取っておくとともに、対応する職員によって齟齬が生じないように、簡単なQ&Aを作成しておく。

(文案1) 発災直後の全般的な案内チラシの例

災害に伴うごみ処理等について

- ◎ 日常の家庭ごみの収集方法が変わります！
  - ・道路啓開の状況により、収集ルートが変更になるので、必ず8時30分までに、市(町・村)又は自治会が指定した集積所に出してください。
  - ・収集日程は、現在御利用のごみカレンダーどおりです。  
(・資源ごみと不燃ごみの収集は当面の間、停止しますので、御協力をよろしく申し上げます。)
  - ・お年寄りのふれあい戸別収集については、福祉避難所開設期間中は行いません。
- ◎ 災害廃棄物(片付けごみ)については、仮置場の利用をお願いします。  
仮置場までの搬入に御協力をお願いします。
  - ・「"ご家庭"」の「"被災して"」、「"破損した"」廃棄物のみが対象となります。  
詳しくは、チラシ「仮置場での災害廃棄物の受入れについて」を御確認ください。
  - ・上記の災害廃棄物でないごみを、便乗して捨てるのは絶対にやめましょう！
  - ・不法投棄、野焼きは、法律で禁止されています。
- ◎ 仮設トイレを設置しました。(〇月〇日(〇)〇時から利用可能です)
  - ・〇〇市△△123-12 に〇基あります。  
(旧〇〇グランド)
  - ・きれいに利用しましょう
  - ・〇〇衛生(株)の御協力をいただいたものです。
- ◎ 貴重品・思い出の品について
  - ・洪水で流された位牌、アルバム、貴重品(貴金属、株券等)のうち所有者が分かるものについては、市役所〇〇課〇〇係でお預かりしています。一定期間の後、警察に引き継ぎます。(所有者の分からない物は警察に引き継いでいます。)お心当たりの方は、御連絡ください。  
お問い合わせ：市役所〇〇課〇〇係 連絡先〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

注意！ この御案内は、当面の暫定的な内容であり、今後、変更する場合がありますので、予め御了承ください。

(文案2) 防災行政無線・広報車・ラジオでの呼びかけ例

- こちらは、〇〇市 環境課です。
- 市では、このたび、災害で、御家庭内で被災して破損してしまった廃棄物を、災害廃棄物として仮置場で受け入れています。
- 仮置場の場所は、  
旧〇〇跡地、旧〇〇広場の2か所で、  
利用時間は、月曜日から金曜日までの、午前9時から午後4時までです。
- 仮置場で受け入れられるものだけを、ルールを守って、必ず分別して持ち込むよう、御協力をお願いします。
- 災害によらないごみを便乗して仮置場に捨てたり、日常ごみや災害廃棄物の不法投棄や野焼きをしたりすることは、絶対にやめましょう。
- 詳しくは、〇〇市(町・村)環境課、電話(〇〇〇)〇〇〇〇までお問合せください。

(文案3) 仮置場に関する案内チラシの例

仮置場での災害廃棄物の受入れについて

◎ 仮置場で受け入れる廃棄物

※持ち込む前に、以下のとおり分別をしてください。

- ・可燃系混合物
- ・不燃系混合物
- ・コンクリート系混合物
- ・植木、雑木、草木、土砂
- ⋮

これ以外は、受け入れられません

- ・家庭用ガスボンベなどの危険物は、～
- ・フロン類含有物などは、～

《注意点》

1 家庭内で被災して破損した廃棄物だけが対象です。

日常生活ごみは、ごみカレンダーに従って、家庭ごみとして処分してください。

事業所・事業場の廃棄物は、事業者の責任により、法令に基づき適切に処理してください。

2 必ず分別してください。

受け入れた災害廃棄物は、極力リサイクルすることとしています。皆様の御協力をお願いします。

◎ 仮置場の場所

〇〇市△△123-45 (旧〇〇跡地)

◎ 搬入時間

毎週 月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日を除く)

※〇月〇日(〇)まで開設の予定

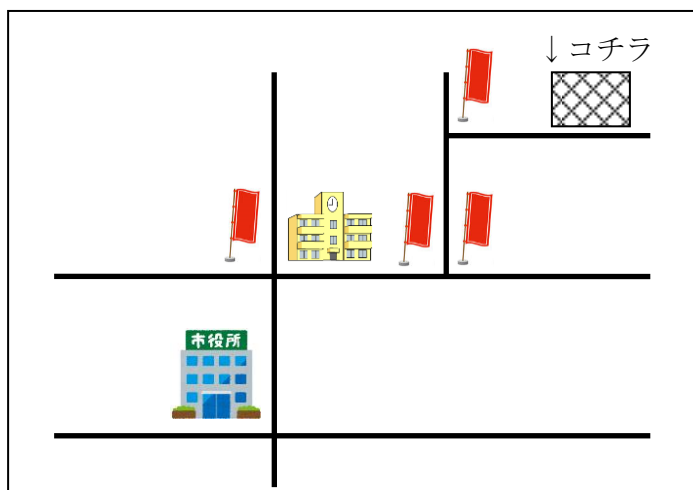
持ち込めない廃棄物を無断で仮置場に置いたり、道路や山林等に投棄することは、絶対にやめましょう！

◎ 生活ごみの回収

市(町・村)や自治会や指定した集積場所以外に出すことはできません。

注意！ この受入れは当面の暫定的な搬出方法であり、今後、変更する場合がありますので、予め御了承ください。

《仮置場の案内図》



…赤いのぼり

## 地震により被害を受けた廃棄物 (ごみ) の受け入れ延長について

これまで杉水処分場跡地で受け入れて仮置きをしていましたが、置場がなくなりましたので、広い場所を確保しました。受け入れる廃棄物の種類を増やし、5月末まで延長します。

### ※注意点※

1. 家庭から出た被災した廃棄物だけです。
  - ・被災して破損したものが対象です。
  - ・事業所の廃棄物は事業者の責任において適切に処理を行ってください。
2. 分別を必ず行ってください。
  - ・受け入れて仮置きした廃棄物も今後処分する時には極力リサイクルにまわします。皆様のご協力をお願いします。
3. 受け入れるごみは下記を参照ください。
  - ・袋に入るごみはきちんと分別し、ごみカレンダーに従って家庭ごみとして処分してください。

### ◎仮置き場で受け入れる廃棄物

★持ち込む前に分別を!

- ・解体木 (倒壊した家屋などの柱など木の部分)
- ・倒壊した家屋などの壁
- ・内装、ボード、スレート
- ・木製棚類

※ガラスはできる限りわけ、ワレモノとして出してください。

- ・ソファ・木製イス類
- ・鉄・金物類
- ・ワレモノ (ガラス、磁器)



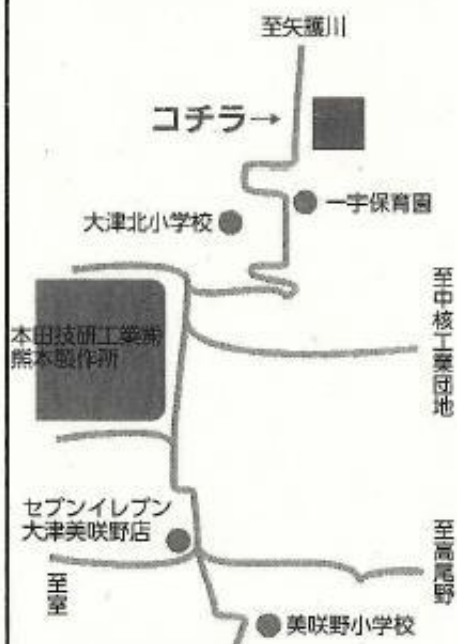
※食品は容器から出して可燃ごみへ

- ・瓦・植木鉢
- ・ガレキ、ブロック・コンクリ瓦など
- ・一般家電
- ・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン
- ・プラスチック製品 (粗大ごみのみ)
- ・太陽熱温水器 (天日) など

★上記のもの意外は受け入れません。

※持ち込めない廃棄物を勝手に置いていくような、ごく一部のマナー違反により、ごみ置場が大変汚くなります。ご協力をお願いします。

### 仮置き場・位置略図



期間: 5月31日 (火) まで  
時間: 午前9時~午後4時

みんなで力を合わせて乗り切りましょう!

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係

電話〇〇〇〇

## 5 組織体制

### 【記入例】

担当名	人員	主な業務内容	備考
総括責任者	○人	○目標・方針の設定、個別の意思決定 ○マスコミ、議会対応	・長期間継続的に指揮系統が機能するよう、二人以上の責任者体制（意思決定者）を確保する。
総務担当	○人	○災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ○関係支援団体との調整 ○現場活動をサポートする後方支援	・庁内調整（災害対策本部との連絡、防災部局との連携含む）、国、県、支援団体、広域処理関係、関連情報の集約 ・職員参集状況の確認と人員の確保・配置、労務管理 ・業者選定（施設整備、資機材の調達、輸送手段の確保等） ・ <u>受援体制の確保に係る調整</u> ・（必要に応じて）現場人員等の宿舍等の確保、燃料等の確保
処理担当	○人	○対外交渉 ○処理実行計画の作成	・廃棄物関連部局及び施設部局などとの調整 ・情報収集、現状の把握・分析・評価、施設計画・作業計画作成 ・リソース（人員、資機材）、廃棄物の発生・処理等の状況把握 ・予測、分析、問題把握 ・施設計画の作成（施設等の位置・規模・必要仕様の検討、概算費用の把握）、作業計画の作成（見直し）
収集運搬班	○人	○初動に必要となる業務の調整 ○避難所及び一般家庭の一般廃棄物の収集・処理	・仮設トイレ設置、ごみ収集、し尿処理、処理施設被災状況確認等
解体撤去班	○人 <small>（うち建築）</small> ○人	○がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去） ○現場指揮・監理	・家屋解体申請受付・受理、立合
仮置場班	○人 <small>（うち土木）</small> ○人	○仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去	・仮置場1か所に必要な人員 7名（交代要員5名） 重機2台（交代要員2名）、分別補助1名（交代要員1名）…業者 受付2名（交代要員1名）、交通整理2名（交代要員1名）…職員 ・手袋、ヘルメット、コーグル、安全靴、メジャー、温度計等の備蓄
処理班	○人	○処理施設の備蓄、点検、復旧、必要機材確保 ○環境対策、モニタリング、火災対策	
住民窓口担当	○人		・電話対応は、アルバイトの緊急雇用またはコールセンターの設置等で対応
経理担当	○人		・処理に係る記録（交付金事務に必須） ・必要な資金の調達・管理 ・施設整備、資機材調達等の契約

### 【作成上の留意点】

- ・災害時は、し尿処理、生活ごみ・避難所ごみ、片付けごみ（災害廃棄物）、解体がれき等に係る業務が五月雨式に発生するため、場当たりな対応は混乱を招くことになりかねない。各業務を計画的に進めていくため、業務体制を予め綿密に検討し準備しておく必要がある。
- ・発災後間もなく、国等の主導によるプッシュ型支援チームやボランティアの受入れを行う場合があるが、支援活動が円滑に実施され、実力が十分発揮されるよう配慮する。
- ・災害応急時と復旧・復興時では業務が異なるため、処理の進捗にあわせて人員の配分等組織体制の見直しを行う。
- ・事前に、庁内人材リストを作成しておくことよい。（廃棄物処理、土木・建築、財務の経験のある職員・OB）
- ・作成に当たっては、以下の事項にも留意する。

- ・人員は、最大規模の災害時における最大人数を想定しておく。「〇人～〇人」という記載でも可。
- ・一方で、職員が被災して十分な体制が組めないことも想定し、少人数の際の担当や業務に優先度を付けておくことが望ましい。
- ・交代要員を確保する。（休憩、休日確保する。）
- ・災害廃棄物処理には、設計、積算、現場監督等に土木・建築系の技術が必要となるため、これらの技術者を確保するようにする。
- ・支援自治体からの人的支援やボランティアを受入れた場合の役割分担も検討する。（益城町では最大時 17 人（職員 8 人＋応援派遣 9 人））
- ・執務スペース、パソコン等機材、食糧、トイレ、宿泊・休憩スペースの確保にも留意する。

<参考資料>

市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル類一覧

(※計画策定の参考となるため、適宜、閲覧・印刷ください。)

	マニュアル名等	作成年月	掲載URL
千葉県	千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン	平成 25 年 3 月	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/documents/saigaimanualguidelines.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/documents/saigaimanualguidelines.pdf</a>
三重県	市町災害廃棄物処理対策マニュアル	平成 26 年 3 月	<a href="https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_mie_citymanual_1.pdf">https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_mie_citymanual_1.pdf</a>
高知県	市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き	平成 26 年 9 月	<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/files/2014091700273/tebiki.pdf">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/files/2014091700273/tebiki.pdf</a>
静岡県	市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル	平成 28 年 3 月改正	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/documents/sakuteimanualh28kaisei.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/documents/sakuteimanualh28kaisei.pdf</a>
栃木県	災害時の廃棄物処理対応マニュアル	平成 29 年 3 月	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/documents/dwmanual.pdf">http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/documents/dwmanual.pdf</a>
環境省東北地方事務所	市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き	平成 29 年 3 月	<a href="http://tohoku.env.go.jp/201703saigaigyoseitebiki.pdf">http://tohoku.env.go.jp/201703saigaigyoseitebiki.pdf</a>
環境省中国四国地方環境事務所	大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書	平成 29 年 3 月	<a href="http://chushikoku.env.go.jp/01%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%9B%9B%E5%9B%BD%E7%81%BD%E5%AE%B3%E5%BB%83%E6%A3%84%E7%89%A9%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_%E6%9C%AC%E7%B7%A8%EF%BC%88%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88%EF%BC%89.pdf">http://chushikoku.env.go.jp/01%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%9B%9B%E5%9B%BD%E7%81%BD%E5%AE%B3%E5%BB%83%E6%A3%84%E7%89%A9%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_%E6%9C%AC%E7%B7%A8%EF%BC%88%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88%EF%BC%89.pdf</a>
埼玉県清掃行政研究協議会	市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル	平成 28 年 3 月	<a href="http://saiseiken.jp/tyousa/data/26-27tyousa.pdf">http://saiseiken.jp/tyousa/data/26-27tyousa.pdf</a>